

各位

〔会社名〕 極東貿易株式会社

[代表者名] 代表取締役社長 社長執行役員 三戸 純一

(コード番号 8093・ 東証第一部)

[問合せ先] 取締役 常務執行役員 苫米地信輝 管理企画グループ長

(電話 03-3244-3592)

単元株式数の変更、株式併合および定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、単元株式数の変更について決議いたしました。 また、同取締役会において、2018年6月21日開催予定の第98回定時株主総会(以下、「本定時株主総会」といいます。)に、株式併合および定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせします。

なお、本件に係る議案を含む本定時株主総会付議議案の具体的な内容につきましては、2018 年5月に取締役会にて決定する予定です。

記

1. 単元株式数の変更

(1) 変更の理由

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、2018年10月1日までにすべての国内上場会社の普通株式の売買単位を100株に統一することを目指しております。

当社は、東京証券取引所に上場する企業として、この趣旨を尊重し、当社株式の売買単位(単元株式数)を現在の1,000 株から100 株に変更することといたしました。

(2) 変更の内容

当社普通株式の単元株式数を1,000株から100株に変更いたします。

(3) 変更予定日

2018年10月1日

(4) 変更の条件

本定時株主総会において、下記「2. 株式併合」に関する議案が承認可決されることを 条件といたします。

2. 株式の併合

(1) 併合の目的

上記「1. 単元株式数の変更」に記載のとおり当社株式の単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更するにあたり、全国証券取引所が望ましいとしている投資単位の水準(5万円以上 50万円未満)を維持することを目的として、株式併合(5株を1株に併合)を実施するものであります。

(2) 併合の内容

①併合する株式の種類

普通株式

②併合の方法、割合

2018年10月1日をもって、2018年9月30日(実質上2018年9月28日)の最終の株主名簿に記録された株主様の所有株式数を基準に、5株につき1株の割合をもって併合いたします。

③併合により減少する株式数

株式併合前の発行済株式総数(2017年9月30日現在)	32,479,592 株
株式併合により減少する株式数	25,983,674 株
株式併合後の発行済株式総数	6,495,918 株

(注)「株式併合により減少する株式数」および「株式併合後の発行済株式総数は、株式併合前 の発行済株式総数および株式の併合の併合割合に基づき算出した理論値であります。

④併合の影響

株式併合により、発行済株式総数が5分の1に減少することになりますが、純資産等は変動しませんので、1株当たりの純資産額は5倍となり、株式市況の変動など他の要因を除けば、当社株式の純資産価値に変動はありません。

(3) 併合により減少する株主数

2017年9月30日現在の株主名簿に基づく株主構成は次のとおりです。

	株主数(割合)	所有株式数(割合)	
総株主数	3,946 名(100.0%)	32,479,592 株(100.0%)	

5 株未満所有株主	149名(3.8%)	169 株(0.0%)
5 株以上所有株主	3,797名(96.2%)	32,479,423 株(100.0%)

(注)上記の株主構成を前提として株式併合を行った場合、5株未満の株式のみご所有の株主様 149名(所有株式数の合計 169株)は、全ての所有株式が端数株式となるため、株主としての地位を失うこととなります。 何卒ご理解を賜りたく存じます。

(4) 1株未満の端数が生じる場合の処理

株式併合の結果、1 株未満の端数が生じた場合には、会社法第 235 条の定めに基づき、全ての端数株式を当社が一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。

なお、株式併合の効力発生前に、「単元未満株式の買取り」の手続をご利用いただくこと も可能ですので、お取引されている証券会社または当社の株主名簿管理人までお問い合わ せください。

(5) 効力発生日における発行可能株式総数

20,000,000 株

(6) 併合の条件

本定時株主総会において、本株式併合に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

3. 定款の一部変更

(1) 定款変更の理由

上記、「1. 単元株式数の変更」および「2. 株式の併合」に伴うものです。

(2) 定款変更の内容

当社の定款は、上記「2. 株式の併合」を内容とした株式の併合に関する議案が本定時株主総会において可決されることを条件に、株式併合の効力発生日である 2018 年 10 月 1 日をもって、以下のとおり変更されます。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
第2章 株 式	第2章 株 式
第6条(発行可能株式総数)	第 6 条(発行可能株式総数)

当会社の発行可能株式総数は、 100,000,000株とする。 当会社の発行可能株式総数は、<u>20,000,000</u> 株とする。

第8条(単元株式数)

当会社の単元株式数は、1,000株とする。

第8条(単元株式数)

当会社の単元株式数は、100株とする。

<新 設>

附 則

(効力発生日)

本定款第6条及び第8条の変更の効力発生 日は、2018年6月21日開催の第98回定時株 主総会の議案に係る株式併合の効力が発生 した日とする。

なお、本附則は当該株式併合の効力発生日の 経過後、これを削除する。

4. 今後の日程

取締役会開催日 2018年3月26日(本日) 定時株主総会開催日 2018年6月21日(予定) 株式併合の効力発生日 2018年10月1日(予定) 単元株式数変更の効力発生日 2018年10月1日(予定) 発行可能株式総数の効力発生日 2018年10月1日(予定) 株主様宛株式併合割当通知の発送 2018年11月上旬(予定) 株式の処分代金の支払い開始 2018年12月上旬(予定)

(注)上記のとおり、本株式併合及び単元株式数変更の効力発生日は2018年10月1日ですが、株式の売買後の振替手続きの関係で、東京証券取引所における売買単位が1,000株から100株に変更される日は2018年9月26日となります。

以上

添付資料: 【ご参考】株式併合及び単元株式数の変更に関する Q&A

【ご参考】単元未満株式の変更および株式併合に関する Q&A

- Q1. 単元株式数の変更とはどのようなことですか。
- A1. 単元株式数の変更とは、株主総会における議決権の単位および証券取引所における売買の単位となる株式数を変更するものです。今回、当社では単元株式数を1,000 株から100 株に変更いたします。
- Q2. 株式併合とはどのようなことですか。
- A2. 株式併合とは、複数の株式を併せてそれより少ない数の株式とすることです。今回、 当社では5株を1株に併合いたします。
- Q3. 単元株式数の変更、株式併合の目的は何ですか。
- A3. 全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、2018 年 10 月 1 日までにすべての国内上場会社の普通株式の売買単位を 100 株に統一することを目指しております。当社は、東京証券取引所に上場する企業として、この趣旨を尊重し、当社株式の売買単位(単元株式数)を現在の 1,000 株から 100 株に変更することとし、併せて、当社株式について証券取引所が望ましいとしている投資単位の水準を維持することを目的として、株式併合(5 株を 1 株に併合)を実施いたします。
- Q4. 株主の所有株式数や議決権数はどのようになるのですか。
- A4. 株式併合後の株主様の所有株式数は、2018 年 9 月 30 日 (実質上 2018 年 9 月 28 日)の最終の株主名簿に記載された所有株式数に 5 分の 1 を乗じた数 (1 株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てます。)となります。また、議決権数は株式併合後の所有株式数 100 株につき 1 個となります。

具体的には、単元株式数の変更および株式併合の効力発生日前後で所有株式数および 議決権数は次のとおりとなります。

	効力発生前		効力発生後		
	所有株式数	議決権数	所有株式数	議決権数	端数株式
例①	2,500 株	2個	500 株	5 個	なし
例②	1,987 株	1個	397 株	3 個	0.4株
例③	1,000 株	1個	200 株	2 個	なし
例④	500 株	0 個	100 株	1個	なし
例⑤	188 株	0 個	37 株	0 個	0.6株
例⑥	4 株	0 個	0 株	0 個	0.8株

株式併合の結果、1 株に満たない端数が生じた場合(上記の例②,⑤,⑥のような場合)は、全ての端数を当社が一括して売却し、または自己株式として当社が買い取り、その代金を端数が生じた株主様に対し、端数の割合に応じて分配いたします。この代金

は2018年12月にお支払いすることを予定しております。

株式併合の効力発生日前のご所有株式数が5株未満の場合(上記の例⑥のような場合)、株式併合により全てのご所有株式が1株に満たない端数となるため、結果として、株主としての地位を失うことになります。

なお、株式併合の効力発生日前に、単元未満株式の買増制度をご利用いただくことにより、1,000 株に買い増ししていただくことも可能です。具体的なお手続きについては、株主さまがお取引されている証券会社か、証券会社に口座を作られていない場合は後記の当社株主名簿管理人にお問い合わせください。

- Q5. 株式併合によって所有株式数は減少しますが、資産価値に影響を与えないのですか。
- A 5. 株式併合を実施しても、その前後で、会社の資産や資本が変わることはありません ので、株式市況など他の要因を別にすれば、株主様が所有されている当社株式の資 産価値に影響はございません。

株式併合後においては株主様所有の株式数は、株式併合前の5分の1となりますが、 逆に1株あたりの純資産額は5倍となります。また、株価につきましても、理論上 は併合前の5 倍となります。

- Q6. 株式併合後でも単元未満株式の買取りをしてもらえますか。
- A 6. 株式併合の効力発生前と同様、株式併合後も市場での売買ができない単元未満株式 を所有する株主様は「単元未満株式の買取り」の制度をご利用いただけます。具体 的なお手続につきましては、お取引されている証券会社または後記(※)の当社株 主名簿管理人までお問い合わせください。
- Q7. 株式併合に伴い、必要な手続はありますか。
- A7. 特に必要なお手続はございません。

※【お問い合わせ先】

単元株式数の変更および株式併合に関してご不明な点がございましたら、お取引されている証券会社または下記株主名後管理人までお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行部

〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目8番4号

電話番号 0120 - 782 - 031 (フリーダイヤル)

受付時間 平日9時から17時(土日・祝日を除く)

以上